

10 税の控除等

○ 所得税・市県民税の所得控除

身 知 精

障害者 控除	① 障害者控除 納税者本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害者である場合、障害者控除の適用を受けることができます。 <table><tr><td></td><td>対象者</td><td>所得税</td><td>市県民税</td></tr><tr><td>障害者</td><td>身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級</td><td>1人当たり 27万円</td><td>1人当たり 26万円</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td>身体障害者手帳1・2級 療育手帳A・A 精神障害者保健福祉手帳1級</td><td>1人当たり 40万円</td><td>1人当たり 30万円</td></tr><tr><td>同居特別 障害者</td><td>同一生計配偶者または扶養親族が特別 障害者で、かつ同居の場合</td><td>1人当たり 75万円</td><td>1人当たり 53万円</td></tr></table>		対象者	所得税	市県民税	障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円	特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A・A 精神障害者保健福祉手帳1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円	同居特別 障害者	同一生計配偶者または扶養親族が特別 障害者で、かつ同居の場合	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円
	対象者	所得税	市県民税														
障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円														
特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A・A 精神障害者保健福祉手帳1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円														
同居特別 障害者	同一生計配偶者または扶養親族が特別 障害者で、かつ同居の場合	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円														
小規模企業 共済等掛金 控除	② 心身障害者扶養共済掛金 納税者本人が共済に加入し掛金を納入している場合、掛金の金額を所得から小規模企業共済等掛金控除として差し引くことができます。 ○必要書類：支払った掛金額の証明書																
医療費 控除	本人または本人と生計を一にする親族のための医療費を支出した場合、次の算式によって計算した金額が、医療費控除の対象となります。 対象額：（支払った医療費－保険金等による補てん金） －（「総所得金額等×5%」と「10万円」のいずれか少ない金額） なお、以下のものも医療費控除の対象となります。 ③ ストマ用装具の購入費用 人工肛門または尿路変更等のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合、ストマ用装具の購入費用 ○必要書類：ストマ用装具購入に係る領収書、ストマ用装具使用証明書 ④ 成人用おむつの購入費用 治療を継続的に行っている医師が、その治療上おむつが必要であると認めた場合、おむつの購入費 ○必要書類：おむつ購入費用に係る領収書、おむつ使用証明書またはおむつ使用証明書に代わる確認書（おむつ使用2年目以降の場合）																
手続	確定申告をされる際、各控除欄の必要書類を添付または提示してください。 ・給与所得者の場合、①と②は年末調整で手続きすることができます。 ・医療費控除を受ける場合、医療費控除の明細書等の提出が必要です。また、医療費の領収書は、確定申告期限等から5年間、自宅等で保存が必要です。 ・市県民税は本人が障害者の場合、障害者控除の申告をすることで、前年分の合計所得金額が135万円まで非課税になります。																
窓口 （お問合せ先）	土浦税務署（所得税・贈与税） 電話 029-822-1100（代） 市民税課（市県民税） 電話 029-883-1111（代） 勤務先の給与担当者 ※①と②のみ																

○ 自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免

次の場合、自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）が減免（免除）になります。

※事前に県税事務所へ連絡し、必要書類の案内を受けてください。

(40 ページ「対象となる障害区分・等級」参照) ※納期限内に手続きが必要です。

要件		・ 障害者本人が運転する場合 ・ 障害者と生計を一にする方が、障害者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合 ・ 障害者のみの世帯または70歳以上の方（若しくは未成年者）と障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する方が、障害者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合 ・ 手帳の交付日が軽自動車では申請する年の3月31日以前、環境性能割では自動車の登録の日以前である場合 ・ 福祉施設に入所しており、週1回または月4回以上の一時帰宅や通院等のために家族（3親等以内の親族に限る）が自動車で送迎している場合（福祉施設での証明、障害者の住民票（本籍地記載）、障害者、納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍（謄本または抄本）または施設入所の申込書等の写しが必要となります） ※事業用・リース自動車の場合や、障害者本人が入院中の場合は対象となりません。 ※自動車の所有者（自動車税の納税義務者）は、障害者本人または生計を一にする方に限られます。 ※環境性能割を伴う減免申請後、1年以内に新たに減免申請を行う場合には既減免車の永久抹消登録が必須となります。（盗難や事故による滅失の場合を除く）	
手続き	現在お持ちの車	自動車の運転者、所有者が共に障害者本人の場合	県税事務所です手続きしてください。 障害者手帳、免許証（コピー可・両面必要）、車検証の写し、マイナンバー（個人番号）確認書類（右記参照）
		生計を一にする方が運転者若しくは所有者の場合	県税事務所です手続きしてください。障害者手帳、運転者の免許証（コピー可・両面必要）、車検証の写し、納税義務者のマイナンバー（個人番号）確認書類（右記参照）、 <u>生計を一にすることを示す書類（右記参照）</u>
		常時介護する方が運転者の場合	障害福祉課にて常時介護証明書の発行を受けてから、県税事務所です手続きしてください。障害者手帳、常時介護証明書、運転者の免許証（コピー可・両面必要）、車検証の写し、納税義務者のマイナンバー（個人番号）確認書類（右記参照）
	新たに取得した車	自動車の運転者、所有者が共に障害者本人の場合	県税事務所自動車税分室です手続きしてください。 障害者手帳、免許証（コピー可・両面必要）、車検証の写し ※既に減免されている自動車がある場合は減免となっている車の抹消・移転登録した事を証明する書類が別途必要（同一住所の方への移転時は減免不可）
		生計を一にする方が運転者若しくは所有者の場合	県税事務所自動車税分室です手続きしてください。障害者手帳、運転者の免許証（コピー可・両面必要）、車検証の写し、 <u>生計を一にすることを示す書類（右記参照）</u> ※既に減免されている自動車がある場合は減免となっている車の抹消・移転登録した事を証明する書類が別途必要（同一住所の方への移転時は減免不可）
		常時介護する方が運転者の場合	障害福祉課にて常時介護証明書の発行を受けてから、県税事務所自動車税分室です手続きしてください。障害者手帳、常時介護証明書、運転者の免許証（コピー可・両面必要）、車検証の写し ※既に減免されている自動車がある場合は減免となっている車の抹消・移転登録した事を証明する書類が別途必要。（同一住所の方への移転時は減免不可）

マイナンバー（個人番号）確認書類	本人（納税義務者）が申請する場合	・ 番号確認書類（マイナンバーカードまたは個人番号付きの住民票等） ・ 身元確認書類（顔写真つき身分証明書） ※マイナンバーカードがある場合、番号・身元確認の両方が1枚で可能
	代理人が申請する場合	・ 委任状 ・ 代理人の身元確認書類（顔写真つき身分証明書） ・ 納税義務者の番号確認書類（マイナンバーカードまたは、個人番号付きの住民票）
生計を一にすることを示す書類	障害者と同居である場合	車検証、障害者手帳、運転免許証により住所が同一であることを確認します。※必要に応じて住民票の提出を求めることがあります。
	障害者と同居でない場合	扶養関係を示す書類（健康保険証、源泉徴収票、確定申告書の写し等） ※扶養関係が無い場合、障害者の住民票（本籍地記載）、障害者と納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍謄本（3親等以内の親族に限り減免対象）、生計同一確認書（同一大字または半径2km以内の区域に居住している場合のみ減免対象）が別途必要

※現在お持ちの車（種別割）の申請期限は納期限までとなります。（期限を過ぎた場合翌年度扱）

※新たに取得した車（環境性能割）の申請期限は自動車を登録した日から30日以内となります。

＜対象になる障害区分・等級＞

運転者区分		生計を一にする方・常時介護する方が運転する場合
障害区分	障害者本人が運転する場合	
視覚	1～4級	左に同じ
聴覚	2・3級	
平衡機能	3級	
音声機能	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り）	
上肢機能	1・2級	
下肢機能	1～6級	1～3級
体幹機能	1～3級・5級	1～3級
脳病変による上肢機能	1・2級	左に同じ
脳病変による移動機能	1～6級	
心臓機能	1・3級	
じん臓機能		
呼吸器機能		
ぼうこう・直腸機能		
小腸機能	1～3級	
免疫機能		
肝臓機能		
知的障害（療育手帳）	㊦・A	左に同じ
精神障害 （精神障害者保健福祉手帳）	1級で次のいずれかに該当する方 ・ 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・ 医療福祉費受給者証をお持ちの方 ・ 障害の治療のため通院されている方（通院証明書が必要）	左に同じ

※身体障害の場合、減免の可否は手帳の総合等級ではなく障害区分ごとの等級で判断されます。

（例：総合等級2級の方で内訳が上肢3級、心臓4級の場合は該当しません）

＜申請窓口＞

- ・ 土浦県税事務所：土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎第一分庁舎内
（自動車税（種別割）） 電話 029-822-7205
- ・ 土浦県税事務所自動車税分室：土浦市卸町2-1-5 ナンバーセンター土浦2階
（自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）） 電話 029-842-7812
- ・ つくば市役所障害福祉課（※常時介護証明書の発行のみ） 電話 029-883-1111（代）

○ 軽自動車税（種別割）の減免

身 知 精

次の場合、軽自動車税（種別割）が減免（免除）になります。

要件	対象となる障害区分・等級は普通自動車税（種別割）に準じます。 ※その他、下表の通り要件があります。
必要書類等	障害者手帳・運転免許証・納税通知書・軽自動車車検証・納税義務者のマイナンバー（個人番号）が分かる書類（巻末参照） ※申請期間は、納税通知書到着後から軽自動車税（種別割）納期限までです。 ※減免を受けるには、毎年度申請が必要です。
窓口	市民税課 電話 029-883-1111（代）
備考	1人につき1台の申請に限ります。（普通自動車税（種別割）の減免と軽自動車税（種別割）の減免の両方を申請することはできません。） ※減免の対象とならない場合もありますので、ご確認の上、ご来庁ください。

＜その他要件＞

車の所有者	運転者	使用目的	備考
障害者本人	障害者本人	障害者の通院・通学等	—
障害者本人	生計同一者		—
障害者の家族	生計同一者		身体障害者の場合は18歳未満 精神・知的障害者の場合は年齢制限なし
障害者本人	常時介護者		障害者等のみの世帯の場合は可

※取得時の軽自動車税（環境性能割）については、前項「自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免」を参照してください。

○ 利子等の非課税（障害者マル優）

身 知 精

預貯金や国債等の元本350万円までの利子に対する、所得税及び復興特別所得税（通常15.315%）、住民税（通常5%）が非課税になる制度を利用できます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、障害年金受給者等
内容	少額預金の利子（マル優）：預貯金、合同運用信託等 少額公債の利子（特別マル優）：国債及び地方債 ※それぞれ元本350万円まで
窓口	金融機関、証券会社の営業所等

○ 相続税の障害者控除

相続人が 85 歳未満で障害者の場合、相続税額から障害者控除を差し引くことができます。

	対象者	控除額
一般障害者	身体障害者手帳 3 ～ 6 級 療育手帳 B ・ C 精神障害者保健福祉手帳 2 ・ 3 級	85 歳に達するまでの年数 × 10 万円が相続税額から控除されます。
特別障害者	身体障害者手帳 1 ・ 2 級 療育手帳 ㉠ ・ A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	85 歳に達するまでの年数 × 20 万円が相続税額から控除されます。
窓口	土浦税務署 電話 029-822-1100	

○ 贈与税の非課税

重度障害者の生活の安定を図ることを目的に、親族や個人が財産を信託銀行等に信託するものです。（特定障害者扶養信託）

信託銀行が管理・運用を行い、障害者の方に生活費や医療費として定期的に金銭を交付する信託です。

信託財産 6,000 万円または 3,000 万円までは、贈与税が非課税になります。

対象者	・ 限度額 6,000 万円の対象者 身体障害者手帳 1 ・ 2 級、療育手帳 ㉠ ・ A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者 ・ 限度額 3,000 万円の対象者 療育手帳 B ・ C、精神障害者保健福祉手帳 2 ・ 3 級
窓口	信託銀行等、土浦税務署（電話 029-822-1100）

11 その他の福祉

○ NHK放送受信料の免除

身 知 精

次の場合、NHK放送受信料が免除（全額免除または半額免除）になります。

全額免除		半額免除
身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合		世帯主が視覚、聴覚障害の身体障害者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合
療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合		世帯主が身体障害者手帳1級・2級を持ち、かつ受信契約者の場合
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合		世帯主が療育手帳①・Aを持ち、かつ受信契約者の場合
		世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級を持ち、かつ受信契約者の場合
必要書類等	障害者手帳、印かん※全額免除の場合は、世帯構成員全員の非課税証明書及び申請書（世帯構成員全員の署名が必要）	
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）	
お問合せ先	NHK水戸放送局 経営管理企画センター受信料担当 電話 029-232-9811（平日10時～17時）	

○ 水道料金の減免

身 知 精

障害をお持ちの方がいる世帯には水道料金が減免される制度があります。

対象者	身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方がいる世帯 療育手帳①、Aをお持ちの方がいる世帯 精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方がいる世帯 身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級のうち、2つ以上をお持ちの方がいる世帯 ※対象者が病院へ入院または社会福祉施設へ入所されている世帯は除く。
減免の内容	2か月あたり口径13mmの場合、3,300円、口径20mm以上の場合4,070円減免されます。 上下水道局が申請書を受理した月の翌月以降、最初に行う検針に係る水道料金から減免いたします。
必要書類等	減免の該当となる手帳の写し、水道料金減免申請書
窓口	つくば市水道お客様センター 電話 029-851-2811 障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）
備考	減免対象者が転居した場合、資格を喪失した場合、適用条件に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

○ NTT 番号案内の無料化（ふれあい案内）

身 知 精

NTT104 番への電話番号のお問い合わせを無料で利用できます。

対象者	身体障害者手帳（視覚障害 1～6 級、肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1～2 級、聴覚障害 2 級・3 級・4 級・6 級（1 級・5 級はなし）、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害 3～4 級 戦傷病者手帳（視力の障害 特別項症～第 6 項症、肢体不自由（上肢） 特別項症～第 2 項症、聴覚障害第 2 項症・第 4 項症、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害第 1 項症・第 2 項症・第 4 項症） 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
お問合せ先	事前に登録が必要となります。 電話 0120-104-174 FAX 0120-104-134 〈受付時間〉 9 時～17 時（土日祝日、12/29～1/3 を除く） 番号案内サービス公式 HP https://web116.jp/phone/numguide/

○ 携帯電話利用料の割引

身 知 精

障害者本人名義の携帯電話で、障害者割引サービスが受けられます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（一人 1 回線のみ）
内容・手続	割引の内容や申し込み手続きについては、携帯電話会社ごとに異なります。詳しくはお使いの各携帯電話会社にお問合せください。
窓口	各携帯電話会社の取扱店

○ 郵便料金の免除

身

盲人用点字郵便及び盲人福祉施設から発送される盲人用録音物の郵送料は無料です。

お問合せ先	郵便局窓口
-------	-------

○ 青い鳥郵便はがきの無料配布

身 知

郵便局で、障害者の福祉に対する理解と認識を深めるため、青い鳥をデザインした封筒に郵便葉書（お一人につき 20 枚）をいれて郵送にて配布しています。（受付期間：毎年 4 月頃）

対象者	身体障害者手帳 1 級・2 級の方、療育手帳①・A の方
名称	郵便局窓口

○ 障害者歯科治療センター

身 知

開業医では治療の難しい障害者・児の歯科治療を行っています。完全予約制です。

名称	（公社）茨城県歯科医師会 口腔センター土浦
所在地	〒300-0812 土浦市下高津 2-7-47
電話	029-822-3835

○ 公共施設等の減免

身 知 精 難

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 難病患者で指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方
持参する物	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 指定難病特定医療費受給者証

■ 国立・県立施設等の減免（下掲以外にも減免を受けられる施設があります）

※減免内容や手続の方法については、各施設にお問合せください。

施設名	住所	お問合せ先	
国立科学博物館 筑波実験植物園	つくば市天久保 4-1-1	電 話	029-851-5159
		F A X	029-853-8998
つくばエキスポセンター （※）	つくば市吾妻 2-9	電 話	029-858-1100
		F A X	029-858-1678（団体用）
茨城県近代美術館	水戸市千波町東久保 666-1	電 話	029-243-5111
		F A X	029-243-9992
茨城県天心記念 五浦美術館	北茨城市大津町椿 2083	電 話	0293-46-5311
		F A X	0293-46-5711
ミュージアムパーク 茨城県自然博物館	坂東市大崎 700	電 話	0297-38-2000
		F A X	0297-38-1999
茨城県立歴史館	水戸市緑町 2-1-15	電 話	029-225-4425
		F A X	029-228-4277
茨城県陶芸美術館	笠間市笠間 2345	電 話	0296-70-0011
		F A X	0297-70-0012
アクアワールド 茨城県大洗水族館	東茨城郡大洗町 磯浜町 8252-3	電 話	029-267-5151
		F A X	029-267-5920
いばらき フラワーパーク	石岡市下青柳 200	電 話	0299-42-4111
		F A X	0299-42-4113
竜神大吊橋	常陸太田市 天下野町 2133-6	電 話	0294-87-0375
		F A X	0294-87-0160
国営ひたち海浜公園（※）	ひたちなか市 馬渡字大沼 605-4	電 話	029-265-9001
		F A X	029-265-9339

※難病患者で指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方は対象外です。

■都市公園等の有料施設使用料等の減免（下掲以外にも減免を受けられる施設があります。）

※減免内容や手続の方法については、各公園にお問合せください。

公園名称	住所	お問合せ先	
偕楽園	水戸市見川地内	電 話	029-244-5454
		F A X	029-244-5866
弘道館公園	水戸市三の丸地内	電 話	029-231-4725
		F A X	029-227-7584
砂沼広域公園	下妻市長塚乙地内	電 話	0296-43-6661
		F A X	0296-45-5370
大洗公園	東茨城郡 大洗町磯浜地内	電 話	029-219-5970
		F A X	029-219-5971
港公園	神栖市東深芝地内	電 話	0299-92-5155
		F A X	0299-92-5155
県西総合公園	筑西市桑山地内	電 話	0296-57-5631
		F A X	0296-57-5881
笠間芸術の森公園	笠間市笠間地内	電 話	0296-77-1101
		(笠間市役所都市計画課)	
		F A X	0296-77-5009
大子広域公園	久慈郡大子町浅川地内	電 話	0295-72-5824
		F A X	0295-72-5824
笠松運動公園	ひたちなか市佐和地内	電 話	029-202-0808
		F A X	029-202-6661
堀原運動公園	水戸市新原地内	電 話	029-251-8444
		F A X	029-252-2554

■つくば市立施設等の減免

市内の施設	主な施設	備考
体育施設	各体育館、グラウンド、テニスコート、プール 等	各施設使用申請の際に、受付先にて利用の減免申請が出来ます。 ※手帳の写しが必要です。
文化施設	各市民ホール、地域交流センター、老人福祉センター等	

※手帳の内容によっては減免対象とならない場合もありますので、ご予約やご利用の際に、各施設に直接お問合せください。

○ 図書館の利用に関するサービス

身

障害のある方へのサービス	点字資料や点訳絵本、音声資料、大活字本、ＬＬブック等を御用意しています。電子図書館では、音声読み上げや文字拡大の機能があります。また、デジタイズ資料は所蔵していませんが、デジタイズ再生機の貸出しを行っています。ボランティアによる対面朗読も可能です（事前予約制）。
図書送付貸出しサービス	図書を自宅に郵送します（送料は利用者負担）。貸出しのお申し込みは、ホームページ、ＦＡＸ、郵便、電話（開館日の９時３０分～１７時）で受け付けています。詳しくは図書館にお問合せください。 障害者手帳による送料の割引については郵便局にお問合せください。
お問合せ先	中央図書館 電話 029-856-4311、FAX 029-856-6277 〒305-0031 つくば市吾妻 2-8（つくば文化会館アルス内） 開館時間 火～日曜日 9時30分～19時（特別開館日は17時閉館） 休館日 月曜日、祝日、館内整理日、年末年始

＜投票所での代理投票と点字投票＞

○ 投票に関する制度

身

代理投票は、投票用紙に文字を記入することが困難な選挙人のための制度です。投票管理者に申請すると、補助者２名がつき、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、指示どおりか確認します。また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできるようになっています。

＜郵便等による不在者投票制度＞

「郵便等投票証明書」の交付を受ければ、選挙時に投票用紙の請求を行うことで、自宅で郵便等による投票をすることができます。

対象者	【身体障害者手帳】 ・両下肢、体幹、移動機能の障害…１・２級 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害…１・３級 ・免疫、肝臓の障害…１～３級 【戦傷病者手帳】 ・両下肢、体幹の障害…特別項症～第２項症 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害…特別項症～第３項症 【介護保険被保険者証】 ・要介護状態区分…要介護５ ※「郵便等投票証明書」の有効期間は７年間です。 ただし、介護保険の要介護者は、要介護「５」の認定の有効期間となります。
必要書類	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証のいずれか１点
申請方法	必要書類をお持ちのうえ、選挙管理委員会事務局にお越しください（来庁が困難な方は以下の連絡先までご連絡ください）。※投票用紙等は選挙ごとに請求が必要です。
お問合せ先	選挙管理委員会事務局 電話 029-883-1111（代）

※郵便等による不在者投票制度の対象者で、かつ、上肢または視覚の障害が“身体障害者手帳の１級”もしくは“戦傷病者手帳の特別項症から第２項症”に該当する方は、「郵便等投票証明書」申請の際に代理人の届出を行うことにより、代理記載による投票が可能となります。（代理記載制度）

12 相談の窓口

〇つくば市役所 電話 029-883-1111（代表番号）つくば市研究学園一丁目1番地1

名称	内容			
つくば市 障害福祉課	障害者(児)の福祉向上を促進する窓口として、相談・助言・支援を行います。障害者総合支援法サービスの申請窓口です。 ・障害者手帳の申請 ・特別障害者手当等の給付 ・補装具費の支給及び日常生活用具の給付・貸与 ・自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）の申請 ・障害者総合支援法に基づく福祉サービスの申請・その他障害者施策に関する申請 <福祉相談>各種福祉制度等の相談に応じます。必要に応じて関係機関と調整・連携などを図ります。来所が困難な方には、電話相談等にも応じています。<発達障害相談>市内に居住するお子さんの発達に関する相談に応じます。事前予約が必要です。<医療的ケア児等相談窓口>自宅で何らかの医療的ケアを行っているお子さんと御家族が必要とする各種サービスの紹介・相談に応じます。医療的ケアの必要な方と家族のための災害時対応ノートの作成のサポートも行ないます。 電 話 029-883-1111（代） F A X 029-868-7544			
障害者虐待 防止センター (障害者地域支援室内)	障害者虐待に関する相談窓口です。(54 ページ参照) 電 話 029-883-1347 F A X 029-868-7544 ※FAX の受付は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までです。			
こども未来センター	すべての妊産婦、子育て世帯、子ども(18歳未満の児童)を対象として、妊娠期から子育て期の様々な相談、家庭に関する相談などに応じ、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。 電 話 029-883-1111（代） F A X 029-828-6203			
特別支援教育 推進室	障害のあるお子さん(特別な配慮や支援が必要となる可能性がある場合も含みます)についての相談を受け付けます。就学前・就学後を問わず、児童等一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育が受けられるよう、特別支援教育指導員が相談に応じます。 電 話 029-883-1111（代） F A X 029-868-7532			
消費生活センター	悪質商法による被害や、借金問題(多重債務)等消費生活に関する相談を行っています。<秘密厳守> 開設日時 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～12時、13時～16時 〒305-0031 つくば市吾妻1-10-1 電 話 029-861-1333 F A X 029-861-1300			
保健センター	保健師等の専門のスタッフが子育て支援から健康増進、生活習慣病予防等に関した相談を行っています。			
	名称	内容		実施場所
	発達相談	1歳6か月児健診・3歳児健診を受け、ことば・発達面で心配のあるお子さんを対象とした個別相談(予約制)		大穂保健センター 谷田部保健センター 桜保健センター
	のびのび 子育て教室	1歳6か月児健診を受け、ことば・発達面で心配のあるお子さんを対象にした親子遊びの教室(概ね2歳～3歳の児)		大穂保健センター 谷田部保健センター
	こころの 健康相談	こころの健康について、精神科医に相談(予約制)※治療中の方は除く		大穂保健センター
	郵便番号	所在地	電 話	FAX
大穂保健センター	300-3257	筑穂1-10-4	029-864-7841	029-864-1122
桜保健センター	305-0008	流星台61-1	029-857-3931	029-857-3875
谷田部保健センター	305-0861	谷田部4774-18	029-838-1100	029-837-1145

○各種相談機関

名称	内容
つくば市 社会福祉協議会	障害者が地域で自立した生活ができるよう、日常生活支援のためのサービス提供や相談支援を行います。 ・ホームヘルパーの派遣や同行援護 ・生活福祉資金の貸付・障害者（児）及びその家族からの相談（障害者相談支援事業） ・成年後見制度に関する相談及び申立支援 〒300-3257 つくば市筑穂 1-10-4 （大穂庁舎 1 階） 電話 029-879-5500 FAX 029-879-5501
茨城県 つくば保健所	H I V 検査、感染症対策（結核を含む）、難病相談、ひきこもり相談、医療費助成（指定難病、小児慢性特定疾病、肝炎治療）を行います。 電話 029-851-9287 FAX 029-851-5680 〒305-0035 つくば市松代 4-27
茨城県 土浦児童相談所	18 歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じ、子どもたちの最善の利益を図るために援助や指導を行います。また、療育手帳の判定を行っています。 電話 029-821-4595 FAX 029-822-0855 〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5
茨城県立つくば 特別支援学校	知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の併設型特別支援学校です。障害のある幼児・児童・生徒の相談に応じています。 電話 029-877-0220 FAX 029-877-0222 〒300-3255 つくば市玉取 2100
茨城県立盲学校	見えにくさで困っている乳幼児や児童生徒とその保護者並びに成人の方の相談、支援活動を行っています。 電話 029-221-3388 FAX 029-225-4328 〒310-0055 水戸市袴塚 1-3-1
茨城県立 霞ヶ浦聾学校	乳幼児・児童・生徒と、その保護者等からのきこえとことばに関する相談に応じています。 電話 029-889-1555 FAX 029-889-2413 〒300-1154 稲敷郡阿見町上長 3-2
茨城県 福祉相談センター	身体障害者について医学的判定を行い、必要に応じて補装具の処方や適合判定及び自立支援医療（更生医療）の判定を行います。また、18 歳以上の知的障害者を対象に療育手帳に係る医学的・心理学的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行います。 電話 029-221-0800 FAX 029-221-0811 〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38
茨城県精神保健 福祉センター	精神保健の相談、思春期のこころの悩みに関する相談、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する相談を行っています。（面接相談はすべて予約制です。） 電話 029-243-2870 FAX 029-244-6555 〒310-0852 水戸市笠原町 993-2
茨城県ひきこもり 相談支援センター	ひきこもり・不登校についてお悩みの家族・本人の相談を行っています。また、要望に応じて様々な方法での相談を実施しています。 受付時間：火曜日～土曜日（日・月・祝日・年末年始は除く）9 時～18 時 電話 0296-48-6631 FAX 0296-54-6013 〒308-0845 筑西市西方 1790-29
障害者なんでも 相談室	障害のある方やその家族の方からの生活・福祉などの諸問題に関する相談に、電話または来所により応じます。 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）9 時～12 時、13 時～16 時 30 分 電話 029-244-9588 〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2 階
茨城県障害者 権利擁護センター	障害者虐待に関する相談窓口です。 相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）9 時～17 時 電話 029-353-8663 FAX 029-353-8663 〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2 階

名称	内容
茨城県立聴覚障害者福祉センター やすらぎ	聴覚障害者や盲ろう者のための福祉相談、研修、字幕入りDVDの制作・貸出し、手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣並びに盲ろう者向け通訳・介助員の派遣、養成研修を行っています。 電話 029-248-0029 FAX 029-247-1369 〒310-0844 水戸市住吉町 349-1
茨城県立視覚障害者福祉センター・点字図書館	視覚障害者のための各種相談や研修会の開催、白杖歩行・点字触読技術習得などの生活訓練、点字・録音図書・雑誌の製作貸出、点訳・朗読奉仕員等の養成を行っています。 電話 029-221-0098 FAX 029-221-0234 〒310-0055 水戸市袴塚 1-4-64
茨城県発達障害者支援センター COLORS つくば	発達障害またはその疑いのある方やそのご家族の方、関係機関のご相談に応じています。 電話 029-875-3485 〒300-1245 つくば市高崎 802-1
土浦公共職業安定所 (ハローワーク土浦)	障害者相談窓口が設置されており、就職を希望する障害者の方に職業相談・紹介、職場定着支援等を行っています。 電話 029-822-5124 FAX 029-822-5294 〒300-0805 土浦市中央 1838
障害者就業・生活支援センター	障害のある方が身近な地域で安心して働き、自立した生活が送れるように、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。・就業に関する相談および助言 ・就業にともなう生活相談および情報の提供 ・就業準備のための基礎訓練や職場実習等の斡旋 ・在職者の方の継続的な定着支援を行います
障害者就業・生活支援センターかすみ	電話 029-827-1104 FAX 029-827-1105 〒300-0053 土浦市真鍋新町 1-14
つくばLSC 障害者就業・生活支援センター	電話 090-3808-6926 090-3808-6927 FAX 029-836-7200 〒305-0881 つくば市みどりの 1-32-9 メールアドレス lsc@sousikai.jp
茨城産業保健総合支援センター	職場における産業保健に関する相談について、お電話・メールにより相談に応じます。 相談日：電話相談 月曜日から金曜日(祝祭日を除く)8時30分から17時15分 メールによる相談は、24時間受付(回答は後日) 面談 金曜日(13時から16時)※メールにより要予約 電話 029-300-1221 E-mail mito@ibarakis.johas.go.jp 〒310-0021 水戸市南町 3-4-10 水戸FFセンタービル8階
土浦総合労働相談コーナー	労働問題に関するあらゆる相談に対応し、情報提供を行います。 電話 029-882-7017 FAX 029-821-5128 〒300-0805 土浦市中央 1838 土浦労働基準監督署内
いばらき就職支援センター 県南地区センター	職業紹介や適職診断など、相談員が就職を目指す皆さんの就職活動を支援します。 電話 029-825-3410 FAX 029-825-3411 〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 (茨城県土浦合同庁舎3階)
茨城県難病相談支援センター	難病に悩む方の相談を受け、安心した療養生活を送ることができるよう支援を行っています。また、家族・関係者からの相談にも応じています。 電話 029-840-2838 FAX 029-840-2836 〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見 4669-2 茨城県立医療大学内

名称	内容
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）茨城支部	
茨城障害者 職業センター	就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある方に対して、就労支援を実施しています。（障害者手帳の有無は問いません） ・職業相談・職業評価（職業紹介はしていません） ・職業準備支援 ・ジョブコーチ支援 ・職場復帰（リワーク）支援 ※予約制となっていますので、事前にご連絡をお願いします。 ※利用料は無料です。 〒309-1703 笠間市鯉淵 6528-66 電話 0296-77-7373 FAX 0296-77-4752
高齢・障害者 業務課	障害者雇用納付金の申告・申請受付や助成金の受付、障害者の技能競技大会、講習・啓発等の業務を実施しています。 ・障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請、各種助成金 ・障害者職業生活相談員資格認定講習 ・優秀勤労障害者及び障害者雇用優良事業所の表彰 ・障害者技能競技大会（アビリンピック） 〒310-0803 水戸市城南 1-4-7 第5 プリンスビル 5 階 電話 029-300-1215 FAX 029-300-1217
土浦年金事務所	障害年金に関する相談に応じています。事前にご予約のうえご相談をお願いします。 （予約電話番号 0570-05-4890） 〒300-0823 土浦市小松 1-3-33 ハトリビル 1・2 階 電話 029-825-1170 FAX 029-822-7081
街角の年金相談 センター土浦	障害年金に関する相談に応じています。窓口相談のみとなりますので事前にご予約の上、来所でのご相談をお願いします。 予約専用ダイヤル 0570-05-4890 〒300-0037 土浦市桜町 1-16-12 リーガル土浦ビル 3F （駐車場はうららパーキングをご利用ください）
身体障害者 結婚相談所	身体障害者の方の結婚に関する各種相談に応じています。また交流会を開催し、出会いの機会を提供しています。 （一社）茨城県身体障害者福祉協議会内 〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内 電話 029-243-7010 FAX 029-243-7018
高次脳機能障害	脳卒中や事故の後遺症である高次脳機能障害に関する相談に応じています。 〒302-0102 守谷市松前台 7-22-6 E-mail kojinouibaraki@yahoo.co.jp URL http://nosonshoibaraki.sunnyday.jp/ 電話 080-5901-9979
高次脳機能障害友 の会・いばらき	※毎月第2金曜日（11 時～14 時）に土浦市ふれあいセンターながみねにて相談に応じています。ご希望の方は事前にご連絡ください。
茨城県高次脳機能 障害支援センター	受付時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 9 時～17 時 ※面接相談をご希望の方は、事前にご連絡ください。 ※利用料は無料です。 〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見 4669-2 茨城県立医療大学敷地内 電話 029-887-2605 FAX 029-887-2655

名称	内容
障害者差別の相談	障害者差別に関する相談に応じています。
茨城県 障害者差別相談室	障害者の差別を専門とする相談窓口です。 相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 9時～17時 電話 029-246-6049 FAX 029-246-6048 E-mail s-sohdan@bz04.plala.or.jp 〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2 階
つくば市 障害者地域支援室	障害者地域支援室では、対面による相談のほか、電話、ファックス、電子メールなどでの相談にも対応しています。 電話 029-883-1111（代） FAX 029-868-7544 E-mail wef023@city.tsukuba.lg.jp 〒305-8555 つくば市研究学園一丁目 1 番地 1
茨城いのちの電話	電話相談 つくば 電話 029-855-1000 水戸 電話 029-350-1000 フリーダイヤル 電話 0120-783-556 （受付 16 時～21 時まで） （毎月 10 日の 8 時～翌日 8 時まで）  ホームページ https://www.iid.or.jp
	LINE 相談 毎週日曜日 16 時～19 時 50 分（受付 19 時まで、第 5 日曜日休） 第 2 火曜日 12 時～15 時 50 分（受付 15 時まで） I D @ibaraki-inochi-sns  LINE 相談用友だち登録 QR
いばらきこころの ホットライン	電話 029-244-0556 （月曜日～金曜日、9 時～12 時/13 時～16 時 祝日・年末年始休） 電話 0120-236-556 （土・日曜日フリーダイヤル 9 時～12 時/13 時～16 時 年末年始休）

○ 身体障害者・知的障害者相談員

心身障害者の更生相談のため、つくば市長から委嘱された民間の協力者です。障害者またはその家族の方からのいろいろな相談に応じ、必要な指導や援助を行っていますのでお気軽にご相談ください。

お問合せ先	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）
-------	-----------------------------

○ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために活動するボランティアです。地域住民の身近な相談相手として生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、支援が必要な住民を地域の専門機関に繋ぐ役割を担っています。

秘密を守ることを義務づけられている方々ですので、困ったとき、悩みごとがあるときは、お近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

お問合せ先	社会福祉課 電話 029-883-1111（代）
-------	--------------------------

○ 障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）が、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

○ 障害を理由とした差別の解消の推進について

法では、以下のことが、示されています。

① 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害があることを理由に差別をすることを禁止
行政機関・民間事業所ともに法的義務
例）・車いすであることを理由に乗り物への乗車を拒否する。

② 合理的配慮の提供

障害者から「社会的障壁」（障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの）の除去を必要としている旨の申し出があった場合に、負担になりすぎない範囲で、合理的配慮を提供すること（本来の業務に付随したものが対象）
例）・車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをする。
・障害のある人の障害特性に応じた手段（筆談、読み上げ等）で対応する。
※令和 6 年 4 月 1 日の法改正により、すべての事業者に対して合理的配慮の提供が義務となりました。

○ 茨城県条例について

茨城県では、平成 27 年 4 月 1 日に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行され、障害者の差別を専門とする相談窓口が開設されています。

○ 障害者差別の相談窓口について

茨城県障害者差別相談室

障害者の差別を専門とする相談窓口です。

相談日：平日（月曜日から金曜日まで） 9 時から 17 時まで

電話 029-246-6049、FAX 029-246-6048

メールアドレス s-sohdan@bz04.plala.or.jp

〒310-0851 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 2 階

つくば市障害者地域支援室

対面による相談のほか、電話、FAX、電子メールなどでの相談にも対応しています。

電話 029-883-1111（代）、FAX 029-868-7544

メールアドレス wef023@city.tsukuba.lg.jp

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目 1 番地 1